

# 東海村広域避難計画に関する住民意見交換会における

## 意見・提案等への対応状況説明資料

平成 29 年 2 月現在

東海村防災原子力安全課

昨年 5 月に実施した住民意見交換会でいただいた御意見や御提案 156 件のうち、重複や類似が多く、村民の皆様が興味・関心の高いと思われるものを以下に 6 つ取り上げ、その後の進捗状況を説明します。住民意見交換会当日にいただいた質問 ⇒ 当日回答した内容 ⇒ その後の進捗状況の順で記載しています。

なお、156 件の質問と回答は、昨年から村のホームページで公開しています。

### 【1 複合災害対策に関する考え方】

#### 当日の質問

計画案は複合災害を想定しない理想的な計画ということか。道路の破損もないといった計画案か。

#### 当日の回答

緊急事態区分で示したとおり、震度 6 弱の地震や大津波警報の発表が広域避難の判断基準の一つとなっており、これに伴っての道路の損壊なども考慮しているところです。本計画は、広域避難の基本型として、単独災害を想定する形を取りましたが、複合災害への対応も考えていかなければならないと認識しています。

#### その後の対応

昨年 12 月 28 日午後 9 時 38 分に発生し県内で最大震度 6 弱を観測した地震（東海村では震度 4 を観測）によって、この地域では東日本大震災以降初めてとなる「警戒事態」となりました。村では、災害対応の担当職員が集まり被害情報の収集に努めましたが、幸い広域避難の必要な事態には至らなかったため、避難準備の広報は行わず、ホームページや SNS で、村内に被害がなかった旨の情報を発信しています。

このように、自然災害を発生起因とする場合や、機器のトラブル等が原因の場合を含めて、PAZ 圏内（東海第二原子力発電所から概ね半径 5km 以内）の村民が避難の準備または避難を開始できるようにする必要があります。結果として、地震発生 ⇒ 津波発生 ⇒ 原子力災害に進展するケースもあり得ることから、東海村では引き続き複合災害への対応も考えていきます。

現時点では、「常磐自動車道が全面的に（または一部区間で）使用できない場合」「国道 6 号線が全面的に（または一部区間で）使用できない場合」が起こる可能性の比較的高いケースと思われるので、代替経路を検討を進めています。



（↑東日本大震災直後の総合福祉センター「絆」付近の破断した村道）

## 【2 避難受入先市との協定の締結と説明】

### 当日の質問

県南 3 市に避難することになったが、協定を結ぶ際に相手方の市民は知っているのか。

### 当日の回答

今回の避難計画案を避難先自治体の取手市・守谷市・つくばみらい市の担当課に示しており、協議を進めている段階にありますので、避難に係る協定は計画策定と前後して締結していきたいと考えています。

なお、避難先住民への本避難計画の周知はこれからのことであり、今後は避難先市議会などとの調整のほか、場合によっては住民説明の機会等も加えて必要になってくるものと推測します。

### その後の対応

現時点では、避難受入先の市長や副市長、担当部課長、担当課に東海村広域避難計画(案)を説明し、さらに避難所の開設に当たっての役割分担や避難所運営のルールについて協議しています。市民の皆様には、協定の締結以降に、各市と協議し必要に応じて説明の機会を設けていきたいと考えています。

なお、東海村民を受け入れてもらう協定の締結に当たっては、3月29日(水)につくばみらい市役所において、取手市長・守谷市長・つくばみらい市長・東海村長臨席のもとで、締結式を実施し協定書と覚書を取り交わす予定です。

## 【3 防災訓練・避難訓練の実施】

### 当日の質問

防災訓練等を通じて継続的な改定に努めると書いてあるが、実証されるには、全村民・避難所・受入先も含めた訓練を一斉にやらなければならないと思うが、訓練を行う計画があるのか。避難訓練を小規模に行っても意味がないので、大規模にやってほしい。広域避難計画の実効性を求めるのが村の姿勢だ。この広大な計画に基づく防災訓練は、全村民そして避難先も含めた全県を対象にした一斉の防災訓練を何度も繰り返さない限り、実効性は実証されない。防災訓練は、今後どのように計画されるのか。

### 当日の回答

訓練は、住民の避難行動習熟や防災知識・意識の普及・啓発のほか、計画の実効性や検証、熟度を高める有効な手段であり、本村や UPZ 圏内市町村の避難計画が策定された際には、国・茨城県・防災関係機関と連携した訓練の実施も必要かと考えています。



(↑平成 21 年度に実施した国・県・市町村による原子力総合防災訓練の様子)

## その後の対応

避難訓練の実施は必要不可欠と考えているので、平成 29 年度中に実施する予定です。

しかし、東海村広域避難計画を含めた UPZ 圏内市町村の避難計画が未策定であること、茨城県でも現在は県外避難先や関係団体との協議・調整に注力していることから、取手市・守谷市・つくばみらい市・東海村が中心となり、必要に応じて警察等関係機関の支援を得ながら、まずは住民参加の下での一時集合場所参集を通じての避難の手順や避難所施設の確認等、機能別の要素訓練を中心に実施していくことになると考えています。

なお、国や茨城県等と連携した大規模な訓練の実施に関しては、各市町村の計画策定の進捗状況に応じて、関係機関と協議していきます。

## 【4 避難方法に関する調査】

### 当日の質問

自家用車による避難者やバスによる避難者の人数の把握はしているのか。過日の新聞記事にバスを 300 台を確保するのは難しいと書いてあった。車で避難する人やバスで避難する人等について、事前の調査を行ってはどうか。

### 当日の回答

バスの必要台数を見込むに当たっては、平日昼間と夜間・休日に分けて試算したところ。とりわけ平日昼間については、一般的に家族が仕事や学校などそれぞれ分かれている状況にあり、迅速な避難が必要な人や、自ら避難できない人を考慮して試算したところ、300 台が必要と考えました。現時点で、バスの必要台数を見込むための住民調査は行っていませんが、より実態に即した数値把握のためには、そのための調査も必要かと考えます。

### その後の対応

昨年 10 月に村内全域を対象に「原子力災害時における避難方法等の意向調査」を行ったところ、571 世帯から回答をいただきました（回答率 38.1%）。調査の結果、同居している家族の人数の合計 1,698 人中、自家用車や近所の方の車で避難できない方の人数は、平日の昼間で 237 人（14.0%）、休日や夜間で 235 人（13.8%）でした。この人数には、平日の昼間に幼稚園や学校等に通っている児童や生徒等は、村の定める避難所に直接バスで避難するため、含まれていません。

この結果から推定する村内全域のバス利用者は、平日の昼間で約 11,860 人、休日や夜間で約 5,640 人です。大型バスで換算すると、それぞれ約 250 台分、約 130 台分に相当します。30 の行政区ごとに算定しているため、バス必要台数は余裕を見て設定しています。

調査の方法は、住民基本台帳に基づき、村内 6 地区からそれぞれ 250 世帯、計 1,500 世帯を無作為に抽出後、対象者に調査票を郵送し、返送により回答を得ました。

#### 《バス利用者数の算定根拠》

- ・自家用車や近所の方の車では避難できない方（今回の調査結果／約 14%）＝約 5,400 人
- ・保育所や幼稚園、小中学校、高校等に通っている児童や生徒、勤務している教師等＝約 6,200 人
- ・避難行動要支援者（在宅であらかじめ村に登録している方）＝約 260 人

※病院に入院している方や福祉施設に入所・入居している方（約 1,100 人）は大型バスによる長距離の移動が困難な場合や、介護者や看護者が付き添う必要がある場合など、特別な配慮が必要なため、今回のバス利用者数から除外しています。

## 【5 要配慮者や避難行動要支援者の避難体制】

### 当日の質問

要配慮者の避難体制について、避難行動要支援者に対して安心サポーターが避難所に連れて行くことになっている。民生委員も調整しなければならない。自分の家族を連れて避難しなくてはならない浮き足立った状態で、要支援者の避難ができるまで待っていないといけない。村民に負担をかけるのか。今まで安心サポーターや自主防災組織の活動は、自然災害に限ると聞いているが、庁内で合意は得ているのか。

### 当日の回答

“避難行動要支援者避難支援全体計画”に基づく安心サポーターの活動は、これまで周知してきたとおり、自然災害時における初動活動のみとなります。福島第一原子力発電所の事故の経過を例にとると、地震・津波により、原子炉に装荷されている燃料の冷却機能の喪失し、水素爆発を起して放射性物質の放出に至りました。

従って、地震が発生した時点では、安心サポーターを中心とした避難行動支援が行われることとなりますが、その後、原子力災害に進展して、緊急事態区分が“EAL3”（全面緊急事態）となった段階で、民生委員・児童委員や安心サポーターの皆さんには、自身と家族の避難行動に移ってもらうこととなります。

なお、“避難行動要支援者”のうち、“要配慮者”は、一つ前の“EAL2”（施設敷地緊急事態）の段階で避難になるため、要配慮者を避難所に避難させたら、自身の安全確保に専念していただくこととなります。これは、福祉部福祉保険課ほか庁内関係課とも調整済みです。

### その後の対応

自然災害が起因となる原子力災害の場合は、「当日の回答」のとおりですが、原子力事業所で自然災害に因らずに事故等が起きて原子力災害が発生した場合の避難行動要支援者の支援については、安心サポーターの皆さんの役割ではなく、初めから本村職員等がその支援を担うこととなります。自然災害・原子力災害別の安心サポーターの皆さんの行動例を以下のとおり示しましたので、御参照ください。

#### 《安心サポーターの災害別行動例》

	自然災害(地震・津波等)発生時の主な行動	原子力災害(複合災害)進展時の主な行動	原子力災害(単独事故・災害)発生時の主な行動
安心サポーター の対応	自身の安全を守る	災害情報等を収集する	災害情報等を収集する
	家族の安否を確認する	自身や家族の広域避難の準備をする	自身や家族の広域避難の準備をする
	安全な場所に移動する	EAL3(全面緊急事態)で避難する	EAL3(全面緊急事態)で避難する
	災害情報等を収集する	-	-
	担当する避難行動要支援者の安否を確認する	EAL1(警戒事態)で避難行動要支援者の広域避難の準備をする	なし (村が避難行動要支援者の避難行動を支援する)
	必要に応じて避難所に誘導する	必要に応じて避難所(バスの発着所)に誘導する	
	可能であれば避難所に搬送する	可能であれば避難所(バスの発着所)に誘導する	

#### 《「要配慮者」「避難行動要支援者」とは?》

- ・要配慮者とは、高齢者・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者・妊婦・乳幼児・難病者・人工透析患者・外国人や、災害により負傷し自立歩行が困難になった方など、防災対策において特に配慮を要する方を指します。
- ・避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生したときに自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方を指します。平成28年12月現在、263名の方が村に登録されています。

## 【6 広報・連絡の考え方や方法】

### 当日の質問

自助・共助のための初動体制時における情報は、どの時点で徹底されるのか。

### 当日の回答

住民広報については、「東海村広域避難計画ガイドブック」中、“⑤広報体制”に記載の広報手段により行うこととしています。特に初動期には、防災行政無線（屋外子局・戸別受信機）を活用していち早く広報することとします。

また、村公式ホームページや SNS、緊急速報メールなど、順次、複数の手段を用いた情報提供を予定しているところです。

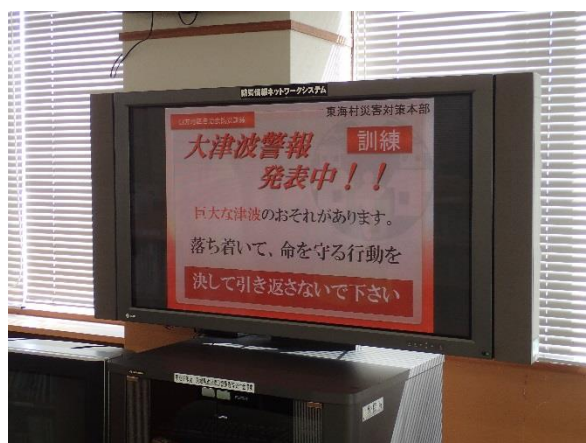
なお、J-ALERT（全国瞬時警報システム）の導入により、例えば、地震（震度5強以上を観測）や津波（津波注意報の発表）による村内への注意喚起は、自動的に屋外子局・戸別受信機を通してお知らせできるように設定しています。

### その後の対応

原子力施設における異常事象が警戒事態（EAL1）と判断され、初期対応段階にあるときから、その状況や放射線による環境への影響、事態の進展等に関し、順次広報します。

また、新たな情報伝達手段として、昨年7月に防災や観光等の情報をお伝えするスマートフォン・タブレット専用アプリ「こちら東海村」を導入しましたので、原子力災害時における情報をより入手しやすくなりました。

なお、村内で震度4以上を観測した地震が発生した場合や、茨城県沿岸に津波注意報以上が発表された場合は、被害の有無や広域避難計画の策定如何にかかわらず、これまでどおり J-ALERT やホームページ、SNS、防災アプリ、防災情報ネットワークシステム（コミセンや駅、絆、総合体育館に設置したディスプレイに表示。右写真）等を通じてお伝えしていきます。



#### 《「こちら東海村」とは?》

- ・村からのお知らせなどをプッシュ通知（情報が自動的に届く仕組み）にて受信できます。
- ・配信情報は、行政情報全般のほか、式典・イベント等の開催案内や、防災・行方不明者情報、ごみ収集日の案内等です。
- ・ダウンロードをするには、AppStore または GooglePlay で「東海村」と検索してください。